

添付法令資料 4 :

調停を通じた法令の規定の不調和の解決に関する 2019 年 2 月 12 日付
インドネシア共和国法務人権大臣規則 No.2 (目次)

同月 14 日施行

- 第 1 章 総則 (第 1 条)
- 第 2 章 範囲 (第 2 条)
- 第 3 章 当事者及び申立て
 - 第 1 節 申立人 (第 3 条)
 - 第 2 節 関連当事者 (第 4 条)
 - 第 3 節 申立て (第 5 条及び第 6 条)
- 第 4 章 申立ての提出手続 (第 7 条)
- 第 5 章 調停の準備
 - 第 1 節 申立ての登録 (第 8 条)
 - 第 2 節 調査委員会の指名 (第 9 条)
 - 第 3 節 調停の計画 (第 10 条)
 - 第 4 節 調停の呼出し (第 11 条)
- 第 6 章 調停
 - 第 1 節 調停の実施 (第 12 条及び第 13 条)
 - 第 2 節 調停結果 (第 14 条)
 - 第 1 款 当事者の合意 (第 15 条及び第 16 条)
 - 第 2 款 勧告 (第 17 条及び第 18 条)
- 第 7 章 不調和である法令の規定の調査 (第 19 条)
- 第 8 章 終則 (第 20 条及び第 21 条)